



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

5

2017



■新しい「経営力向上計画」、
スケジュールリングにご注意を

- 協会けんぽの健康保険料率・
介護保険料率の見直し
- 全事業者が対象 5月30日施行
個人情報保護法の改正ポイント
- 企業における
個人情報保護対策の実施状況

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

新しい「経営力向上計画」、 スケジュールリングにご注意を

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けると、税制上の優遇措置や金融支援など一定の支援措置を受けることができます。今般この支援措置について改正され、新たな支援措置の創設や対象資産の拡大が行われました。平成29年3月15日以降の申請から、新様式で作成します。

■一定の支援措置

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けることで得られる支援措置は、従前は次のとおりでした。

- ・ **固定資産税の軽減措置**
→一定の要件に該当する経営力向上設備等を取得した場合、固定資産税を3年間1/2に軽減
- ・ **金融支援**
→融資・信用保証等
- ・ **補助金の優先採択**

改正後は上記に加え、次の税制を適用することも可能になりました。

- ・ **中小企業経営強化税制**
→一定の経営力向上設備等のうち、生産性向上設備（A類型）又は収益力強化設備（B類型）の取得等をした場合、初年度100%償却又は一定の税額控除が受けられる

■対象資産の拡大

また、税制の優遇措置を適用できる設備等として、従来の機械装置だけでなく、器具備品や建物附属設備なども加わりました。ただし、新たに対象となった資産については税制改正大綱での表現と異なり、一定の制限が設けられています。たとえばA類型・固定資産税の軽減措置を適用する場合は、次ページ[参考1]の※部分をご参照ください。B類型においても、器具備品や建物附属設備について

※4や※5と同様の制限が設けられています。

■手続きの基本的な流れ

基本的な流れは、次のとおりです。

① 証明書類の取得

A類型・固定資産税の軽減措置の場合…工業会等の証明書
B類型の場合…経済産業大臣による投資計画の確認書

② 経営力向上計画の認定申請

各事業分野の主務大臣へ申請

③ 対象資産の取得等

認定後、対象資産の取得等

上記①の証明書類として、A類型又は固定資産税の軽減措置の場合は、工業会等による証明書が必要です。この証明書は、申請してから発行までに数日～2ヶ月程度かかります。

一方、B類型は経済産業大臣による投資計画の確認書が必要です。当該確認書を取得するためには、次ページ[参考2]のとおり、従前の生産性向上設備投資促進税制に係るB類型と同様、まず投資計画申請前に公認会計士又は税理士の確認を受けます。また、その後の経済産業局への投資計画の認定申請及び確認書受領までの期間として、数日～1ヶ月程度かかります。

いずれの場合も、証明書類を取得しないと「経営力向上計画」の認定申請が行えません。当該認定も一定の期間がかかります。手続き全体を通したスケジュールリングに注意しましょう。

[参考1]対象設備（A類型・固定資産税の軽減措置の場合）

（中企庁「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き（平成29年3月15日更新）」より
一部筆者加筆）

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期	生産性向上
機械装置	全て	160万円以上	10年以内	旧モデル比 年平均1% 以上の生産性 向上に該当
工具※1	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品※1	全て※4	30万円以上	6年以内	
建物附属設備※1、※2	全て※5	60万円以上	14年以内	
ソフトウェア※3	設備の稼働状況等に係る情報収集機能 及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内	—

※1 固定資産税の軽減措置について、工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては対象業種に限定あり。

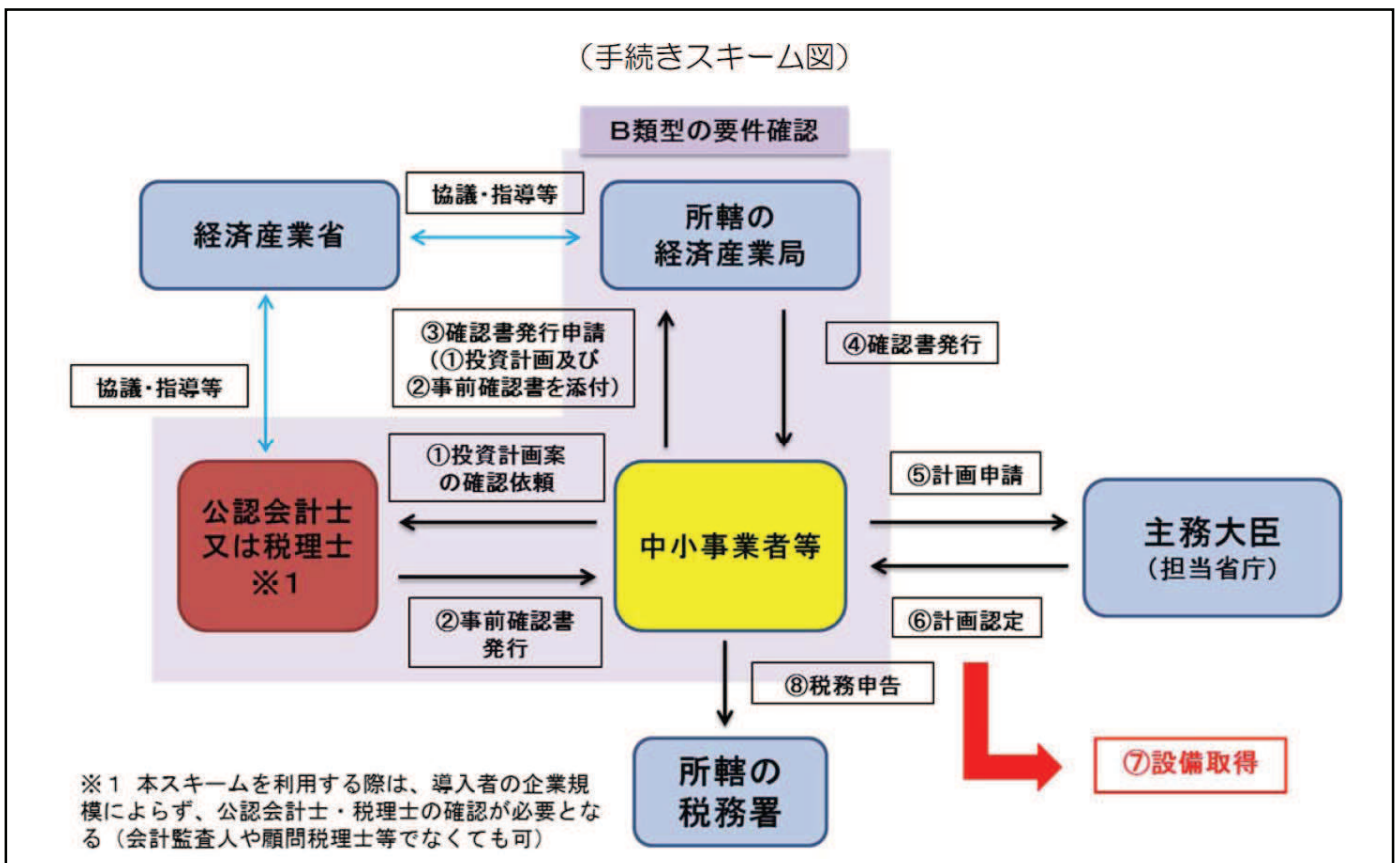
※2 固定資産税の軽減措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※3 ソフトウェアについては、国税（中小企業経営強化税制）の措置のみ対象。

※4 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

[参考2]収益力強化設備（B類型）に係る手続きスキーム図



（中企庁「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B類型）に係る経産局確認の取得に関する手引き（平成29年3月15日更新）」より）

協会けんぽの健康保険料率・ 介護保険料率の見直し

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われることになっています。健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きとなり、介護保険料率は引上げ（全国一律）となりました。料率を確認し、徴収のタイミングの間違いや料率の変更もれがないようにしましょう。

■平成29年3月分からの 協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成29年3月分から適用される健康保険料率は、下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、最も高い保険料率は佐賀県の10.47%、最も低い保険料率は新潟県の9.69%となっており、佐賀県と新潟県の保険料は0.78%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように、緩和措置が行われた上での保険料率となっていますが、平成29年度からその緩和措置が緩くなったため、これまでよりもさらに格差が広がっています。

■引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成29年3月分からは、全国一律で1.58%から1.65%への引上げとなりました。

■任意継続被保険者の標準報酬月額

健康保険の資格を喪失した後も、手続きをすることでこれまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失したときの標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成29年度は28万円となることが決定しました。

平成29年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.22%	東京都	9.91%	滋賀県	9.92%	香川県	10.24%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	9.99%	愛媛県	10.11%
岩手県	9.82%	新潟県	9.69%	大阪府	10.13%	高知県	10.18%
宮城県	9.97%	富山県	9.80%	兵庫県	10.06%	福岡県	10.19%
秋田県	10.16%	石川県	10.02%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.47%
山形県	9.99%	福井県	9.99%	和歌山県	10.06%	長崎県	10.22%
福島県	9.85%	山梨県	10.04%	鳥取県	9.99%	熊本県	10.14%
茨城県	9.89%	長野県	9.76%	島根県	10.10%	大分県	10.17%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.95%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.93%	静岡県	9.81%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.13%
埼玉県	9.87%	愛知県	9.92%	山口県	10.11%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.89%	三重県	9.92%	徳島県	10.18%		

全事業者が対象 5月30日施行 個人情報保護法の改正ポイント

個人情報保護法改正法は平成27年9月に公布され、28年12月20日の閣議決定により29年5月30日の全面施行が決まりました。ここでは重要だと思われる改正内容などについて、ご紹介します。

■全事業者が適用対象に

まず、小規模事業者の適用除外規定の削除により、基本的には全事業者（一部例外あり）が適用対象となりました。これまでは、取扱う個人情報（※）が5,000人以下の事業者については個人情報保護法の適用除外とされていましたが、改正によりこれらの事業者も適用の対象となります。

（※）個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものや、他の情報との容易な照合によって個人を識別できるものをいいます。

例として、氏名・住所・生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、顔認識データ、指紋認識データなどがあります。

■第三者提供にかかる記録等の義務

次に、第三者への提供にかかる記録等の義務です。改正法では、原則として個人データの受け渡しについては、トレーサビリティ（追跡可能性）を確保するために、すべて記録する必要があるとされています。ただし、

以上のように、改正法は、個人情報を積極的に利用している事業者のみならず、個人情報を扱うすべての事業者において何らかの対策が必要となるものと思われます。自社にどのような対策が必要となるか、個人情報保護委員会のHP (<https://www.ppc.go.jp/>)などで改正法の詳しい情報が解説されていますので、ご確認下さい。

個人データを本人に代わって提供していると判断される場合や、提供の過程において一部がマスキングされるなどして個人識別性が失われた場合などは、この限りではありません。

■第三者提供のオプトアウトに対する規制強化

最後に、第三者提供のオプトアウトに対する規制強化です。オプトアウトとは、提供される個人データの項目や提供の方法等を本人に通知し又は本人に容易に知り得る状態にし、第三者提供の停止を求める場合には本人から事業者と連絡するという方式のことであり、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができるようにする手続きです。

多くの事業者が利用していた方式ですが、オプトアウトでは本人による第三者提供の停止を確実に申し出ることができるようにされることが制度の要であるものの、改正前にはこれが十分でない事例が見受けられていました。改正法では、このオプトアウトを行う場合には、要件の充足を確認するため、新設された個人情報保護委員会に対し届出する必要があるとされています。

企業における 個人情報保護対策の実施状況

改正個人情報保護法が施行され、5月30日以降は基本的にすべての事業者が同法律の適用対象になります。そこで、現状における企業の個人情報保護対策について、平成28年8月に発表された資料（※）などからみていきます。

対策実施企業の割合は85%超に

上記調査結果などから、直近3年間の個人情報保護対策の実施状況の推移を業種別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】個人情報保護対策を実施している企業の割合（%）

	平成25年 (2,216)	平成26年 (2,136)	平成27年 (1,845)
全体	73.0	75.1	85.9
建設業	73.0	76.5	80.2
製造業	66.2	69.4	84.1
運輸業	63.2	62.5	84.0
卸売・小売業	77.4	73.6	84.4
金融・保険業	92.6	97.3	99.3
不動産業	89.0	88.6	92.2
サービス業、その他	78.0	83.1	88.9

総務省「平成27年通信利用動向調査」等より作成

27年の調査対象企業全体に占める、個人情報保護対策実施企業の割合は、全体で85.9%となりました。またすべての業種で26年よりも実施割合が高くなっています。

管理責任者の設置割合が最高に

次に27年の結果から、実施している個人情報保護対策の内容をまとめると、表2のとおりです。卸売・小売業以外の業種では、個人情報保護管理責任者の設置を行う割合が最も高くなっています。卸売・小売業では社内教育の充実の割合が最も高くなりました。その他の対策では、プライバシーポリシーの策定、必要な個人情報の絞り込みの実施割合が高くなっています。

企業が持つ個人情報の流出事故は、依然として発生しています。また、昨年のマイナンバー制度の運用開始、今回の改正個人情報保護法の施行により、個人情報保護に対する世の中の関心が高まっています。自社の対策に不安のある企業は、早急に見直しを行うことが求められます。

【表2】実施している対策の内容（複数回答、%）

	プライバシーマーク制度の取得	プライバシーポリシーの策定	個人情報保護管理責任者の設置	必要な個人情報の絞り込み	システムや体制の再構築	社内教育の充実	外注先の選定要件の強化（プライバシーマーク取得の有無等）	その他の対策
全体	9.0	30.2	48.5	26.1	18.8	45.9	7.7	8.6
建設業	1.3	23.2	47.1	20.6	21.0	44.2	3.5	9.7
製造業	1.6	23.7	40.0	29.0	17.1	37.9	3.1	7.4
運輸業	6.6	20.9	41.9	17.2	17.2	39.8	2.0	8.1
卸売・小売業	3.6	26.0	41.0	24.5	14.4	43.0	5.4	8.3
金融・保険業	23.3	75.7	89.8	54.1	39.0	85.4	49.1	13.7
不動産業	12.2	50.9	64.3	30.4	27.5	59.6	14.6	12.3
サービス業、その他	19.5	39.2	60.0	26.7	21.8	54.3	13.4	9.5

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

（※）総務省「平成27年通信利用動向調査」

全国の世帯（全体、構成員）および公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、平成28年1～2月に行われたサンプル調査です。ここでの調査は企業に対するもので、有効回答数は1,845企業となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2017年5月

お仕事備忘録

1. 住民税の改定対応

2. 自動車税の納付

3. 夏季賞与検討・情報収集

4. 障害者雇用納付金の申告

5. 夏に向けての準備

6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

4. 障害者雇用納付金の申告

平成28年4月から平成29年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先負	
2	火	仏滅	
3	水	大安	憲法記念日
4	木	赤口	みどりの日
5	金	先勝	こどもの日 立夏
6	土	友引	
7	日	先負	
8	月	仏滅	
9	火	大安	
10	水	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先勝	
12	金	友引	
13	土	先負	
14	日	仏滅	
15	月	大安	●障害者雇用納付金の申告期限
16	火	赤口	
17	水	先勝	
18	木	友引	
19	金	先負	
20	土	仏滅	
21	日	大安	小満
22	月	赤口	
23	火	先勝	
24	水	友引	
25	木	先負	
26	金	大安	
27	土	赤口	
28	日	先勝	
29	月	友引	
30	火	先負	
31	水	仏滅	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）